

学位論文題名

オーストラリアの金融・経済の発展

学位論文内容の要旨

オーストラリアの金融システムの発展は、イギリスの貨幣・近代銀行システムの導入をもって始まり、経済発展の安定性と単純性において近代的金融システムの一つのモデルと位置づけられる。したがってその金融システムの発展過程の特殊性を本研究で明らかにした。以下では、貨幣、銀行、外国為替、中央銀行の発展過程を要約する。

第一に、貨幣システムの発展は、1909年の貨幣法成立まで、イギリスのスターリングを本位貨幣とする金本位制であった。金本位制の確立は、アジア域内の国際通貨であったスペイン・ドルを中心とする金銀複本位制を経て、主要産業となる牧羊業の確立の後、1826年の通貨条例をもって実現した。したがって貨幣法の成立まで貨幣の鑄造・発行権は、イギリス本国にあり、スターリング貨幣は、1850年代に王立鑄造支所で鑄造され、対外決済手段として流出した。補助貨は本国で鑄造・輸入された。

紙幣の発行・流通は、1910年連邦政府によるオーストラリア紙幣(兌換)の発行まで、民間銀行の銀行券が流通した。しかし民間銀行券は、手形・小切手の決済準備として機能し、1893年金融恐慌時に法貨性を与えられたが、所得流通の主要な通貨となることはなかった。したがって銀行券の兌換準備率が問題になることもなかった。第一次大戦中、事実上の兌換停止、金貨の回収、政府の紙幣増発は、戦後インフレーションの原因なり、紙幣発行が連邦銀行(1911年設立)に1924年に移管されたことにより、オーストラリアにおける紙幣発行の統一的な管理が実現した。しかし再建金本位制下では、国内貨幣発行は、ロンドン資金(対外準備)の変動に強い影響を受けた。

第二に、民間銀行は、1817年に始まり、高級官吏・富裕層間の決済手段の提供を目的に設立され、彼らを株主とする株式・発券銀行であった。当初の銀行の主要業務は、当座勘定による決済に置かれており、不動産抵当貸付を厳しく制限され、定期預金の貸付・運用は制限された。1830年代の牧羊業の拡大と羊毛輸出の増加を背景に、ロンドンに本店を置くイギリス系植民地銀行が進出し、各植民地に株式・発券銀行が設立され、銀行設立ブームが起こったが、いずれの銀行も国内決済及びイギリスとの対外決済を主要な業務とした。したがって民間銀行の主要な業務は、決済機能に求められる。民間銀行は、1850年代の金生産の増加、及び1860年代の牧羊業の内陸乾燥地帯への外延的拡大を背景に、各植民地内に支店の設立を進め、支店銀行制度が確立された。民間銀行の設立と支店網の形成は、銀行の決済機能を高め、手形、小切手、

為替などの決済手段が、メルボルン、シドニーなどの決済都市に集中されるとともに、ロンドン宛為替を通じた支店間決済・銀行間決済システムの発展も見た。預金及び取引の増加によって、民間銀行の預金準備率は、ロンドンの為替・対外準備も含めて低下し、支払・決済・対外準備の安定的な確保が課題となり、資本の強化がはられた。

民間銀行の貸付は、1860年代後半に牧羊業への貸付に転換し、貸付方法も商人・貿易商への手形割引から牧羊業者に対する当座貸越に転換した。牧羊貸付(Pastoral Finance)は、貸越限度額に対して担保を要求され、牧羊借地権、羊毛先取権など、各種抵当権の登記を必要とした。不動産登記制度の整備、銀行の貸付制限の緩和も進められて、民間銀行の貸付は、農牧業に対する不動産抵当貸付へ偏重していった。民間銀行は、銀行原理により商業金融における前貸から、商業銀行と呼ばれるが、オーストラリアの民間銀行は、不動産抵当貸付を主要なものとし、いわゆる商業銀行ではない。したがって本論文では、イギリスの商業銀行に当たる用語に預金銀行を使用した。牧羊貸付の増加は、国内預金の調達では賄えず、中央銀行が存在しない中で、長期にわたるオーバーローンを維持するために、イギリスからの長期性預金の調達に依存した。貸付の基準は、年々の羊毛生産額に制限されたが、羊毛価格及び生産額の低下は、不良債権の増加を招き、羊毛・家畜・牧場など資産の管理と流動化が課題となった。

第三に、外国為替システムの発展は、植民地設立当初、総督府発行の本国大蔵省宛手形が輸入の決済手段として利用され、公的なものであった。しかし羊毛輸出の増加及び輸入の増加は、民間銀行によるロンドン宛為替の売買を必要とした。イギリス植民地銀行が1830年代に設立され、預金銀行もロンドン勘定を開設して為替業務を開始した。19世紀後半ロンドンを中心とする国際金本位制の確立は、海外で発行されるロンドン宛為替手形の取引を基礎に構築され、オーストラリアの輸出は、ロンドン宛為替手形の買取によって、輸入はロンドン宛送金為替手形の販売によって行われ、これらの為替がロンドンに集中するシステムが形成されていた。民間銀行の為替準備金は、イギリス預金の調達によって賄われ、イングランド銀行及びイギリスの銀行群と為替決済システムが構築されていた。第一次大戦後、国際通貨の米ドルと英ポンドへの二極化による、対外決済の構造への影響も生じ、さらには再建金本位制下におけるロンドン資金の国内通貨発行への管理も強まった。

第四に、中央銀行システムの発展過程は、1911年の連邦銀行の設立をもって始まる。連邦銀行は、連邦財政の管理を目的に政府により設立された国立銀行であった。紙幣発行は政府の権限であり、連邦銀行が民間銀行部門を持つことから、設立当初、中央銀行としての機能は制限された。しかし銀行間決済機能、最後の貸手機能は1920・30年代に徐々に確立されていった。特に、第一次大戦中及び大戦後に、インフレ収束に対する国内通貨の管理と対外決済資金(ロンドン資金)の管理が重要となり、1924年連邦銀行法の成立は、発券業務の確立により中央銀行の機能を高めた。政策手段は、連邦銀行の準備預金機能の未発展、再建金本位制下におけるロンドン資金による通貨発行の制限、公定歩合に対するイングランド銀行の強い影響により制限された。しかし、大恐慌期以降、準備の集中が進むとともに、第二次大戦期に、預金

銀行規制としての法定準備預金制度の導入は、連邦銀行の準備預金の決済機能、資金管理能力を一段と高め、戦後も長く民間銀行システムに対する規制として機能した。

1953年銀行法及び59年準備銀行法により、連邦銀行は、商業銀行部を連邦商業銀行として分離し、中央銀行としての準備銀行の確立を見た。準備銀行は、現金通貨の発行と準備預金による決済の中心として、最後の貸手として機能するとともに、法定準備預金制度(SRD)・流動性管理(LGS)を通じて、預金銀行に対して強い規制を持っていた。しかし経済・金融の国際化が進ななかで、直接的金融規制は、金融機関の公正な競争条件と適正な資金配分に歪みをもたらし、その対外競争条件を阻害した。1980年代後半に金融規制の緩和が進められ、SRD及びLGSも緩和・撤廃されたことにより、高率の直接的な準備制度と流動性管理は後退して、貨幣市場を通じた現金・決済・対外準備の管理システムに移行した。本研究は、オーストラリアの金融システムの発展過程の特殊性を明らかにするとともに、銀行システムにおける準備の機能、金融政策における準備預金の調節効果に関する理論化に向けた基礎研究でもある。

学位論文審査の要旨

主 査 教 授 濱 田 康 行

副 査 教 授 官 本 謙 介

副 査 教 授 石 垣 健 一 (神戸学院大学)

学 位 論 文 題 名

オーストラリアの金融・経済の発展

本論文のテーマは標題にあるようにオーストラリアにおける金融制度および同国の経済発展の軌跡を描くことである。とはいえ、論述の中心は、申請者が金融論および金融史の専門的研究者であることから、貨幣制度、銀行制度、銀行制度の対外展開側面である為替制度、そして中央銀行制度と金融政策という金融制度発展史にある。経済、諸産業の発展、経済政策、財政などにも論述がありそれぞれの章が与えられているが、それらは基本論調を支える補足の役割を果たしている。本論は全 10 章からなるが中心と思われる貨幣・金融制度史の部分を中心に審査対象とし検討する。尚、本論文は申請者のオーストラリア金融制度に関する長年の研究の集大成であり、2005 年に日本経済評論社から出版されている。
(概要)

序章ではオーストラリア金融史を研究する意義が述べられる。19世紀の同国の発展が歴史的狭雑物に邪魔されない純粋性を持っており、理論の実験場の意味があることが強調されている。小規模経済であり地理的に隔絶していたことがこの純粋性を際立たせているとし、対外関係も英国との関係がほとんどで、いわゆる二国二財モデルの典型的実例であるとする。また同国では、中央銀行の設立が遅れたため、民間銀行だけの金融世界の発展が見られ、このことも金融理論に示唆を与えているとする。オーストラリアは英国からみれば特殊であるが純粋でもあるというのである。

第1章は入植時から1840年代までの貨幣・金融制度を扱っている。歴史的記述の章はすべてそうであるが、申請者は長い時間をかけてアーカイブス、大学の図書館などで一次資料を集め、それを整理し解析することによって本論文を書いている。1810年頃まで同国の貨幣は銀貨と銀行券の他にも英国の大蔵省手形、ストア・レシート、ペイマスター・ノートなどで混成されていたが、1825年頃から貨幣統一が進み、現金通貨としては早くから設立されていた民間銀行券と英国製の銀貨になった。

預金銀行の成立史は第3章で展開される。オーストラリアの銀行の第1号は1817年に成立した。これは本国のイングランド銀行に次いで古い株式銀行であった。このことは基礎的な史実だがあまり注目されてこなかった。申請者によれば同国の銀行史はいきなり近代から始まる。ここには発展の近道(ショート・カット)が見られる。同国の銀行は1890年までに26行となり預貸率は恒常的に100%を超えていたが、自己資本比率は低下気味で典型的なオーバーローンであった。これを支えて

いたのが本国からの預金であり、その比率は全預金の20～50%であった。預金金利は英国に比べると2～3%高く、これで預金を引き寄せた。高い貸出金利を支えたのは旺盛な開発金融の需要であった。

第4章は19世紀後半の預金銀行の為替業務を対象としている。当時は英・豪間で取立手形と送金手形が使用されており、仕向地別に区分すると計4種類の類型が確認できる。

第5章は、19世紀後半の預金銀行による牧羊金融を取り扱っている。牧羊金融は、将来の羊毛代金を担保に牧羊業者に貸付けるもので同国特有の金融方式である。当初は直接貸付は一般的でなく、商人や牧羊金融会社の手形を割引く業務が中心だったが、1870年代以降直接貸付が増大し、それに伴い貸付方法も手形貸付から当座貸越へ移行する。また、銀行の担保権の行使により土地所有構造にも変化を生じさせた過程が述べられる。

第6章は銀行以外の金融機関の活動を扱っている。牧羊金融会社、住宅金融組合、抵当銀行、不動産投資会社などがあり、証券取引所についても述べられている。19世紀の後半には、これらの機関と預金銀行の間の競争が激化し、やがて預金銀行がこれら機関に資金を供給するホールセール化・階層構造が形成される。

英国で1890年金融恐慌が発生する。ベアリング恐慌だがこれがオーストラリアに波及した顛末が第7章の内容をなす。英国本国からの預金が急減し資金の逼迫が生じ、さらに羊毛価格の下落で1893年には同国も金融恐慌に陥る。多くの銀行が支払停止になるが、各州政府の政府紙幣の発行で収束に向かった。

第9章は同国における中央銀行、オーストラリア連邦貨幣準備銀行の成立史である。預金銀行の成立が早かったのに、中央銀行の成立はむしろ遅かった（法案は1911年、営業開始は1912年）。金融制度の通常的发展過程では、銀行券の統一から中央銀行の成立が説かれるが、同国ではそうはならなかった。紙幣は政府紙幣として発行され、中央銀行の役割は預金銀行間の決済が中心であった。政府紙幣から連邦銀行券に移行するのは1920年である。この移行過程は同国独特のものであると同時に、中央銀行券と政府紙幣の区分を理論的に考える際の貴重な史的材料となる。

終わりの二章は、20世紀になってからの同国の金融制度の発展と現状を示したもので、本論文の通史性を完成させるのに貢献している。

〈意義〉

オーストラリアの金融史を扱ったものは、序章に紹介されているように、英語文献はいくつかあるが日本での研究は極めて少ない。また、植民地であったが故に金融統計の整備が遅れたことも影響している。そのような中で本書は、“通史”の意義を発揮していると評価される。

申請者も言うとおりの、歴史を理論化することは難しいのだが、理論を考える際の歴史からの示唆を得るといって、本研究は間接的に理論形成にも役立っている。英国に比べれば、直接的に、つまり歴史的曲折なしに制度形成が展開した。だから、金融の発展がコンパクトに示される。ここに同国金融史研究の大きな意味があるという申請者の主張に同意できる。

〈評価〉

英国に比べれば短い歴史とはいえ、一国を描くことは壮大な仕事であり、それは一研究者の手に余るものである。本論文も、金融史という一側面を描いている。申請者は一般の読者の理解を促進

するために、周辺の事象（財政、経済政策、景気動向等）と記述の順序に心を砕いているが、それでも背景が描かれていないとの不満は残る。例えば、経済・金融をめぐる法的措置、土地取引・地代の社会的慣習、植民地経済の特徴、オーストラリア労働党を中心とした政党・政治活動などである。しかし、この不満は申請者に向けられるものではなく日本のオーストラリア研究に向けられるものだろう。申請者には、同国の金融・銀行史という扉を開けてくれた功績があるというべきだろう。

審査委員会は本論文を博士（経済学）に相当すると判断した。

尚、本論文（著書）に対しては、菅原歩氏の書評（『社会経済史学』72巻2号、2006年7月）と、審査委員でもある石垣健一氏による書評（『アジア経済』XLVII・2、2006年2月）があり、いずれも高い評価を得ていることを附記しておく。